

児童発達支援給食費助成制度

児童発達支援サービス利用時に負担した食費を助成します

△対象となるサービス

児童発達支援で給食として提供された食事代。

※ おやつ代は含まれません。

※ 一食あたりの上限額は650円です。



△対象となる子ども

満3歳になって初めての4月1日から小学校就学前まで。

当制度を利用するには、事前の申請が必要です！

● 新規に申請される方

- 給食をご利用される方は、現在お持ちの児童発達支援の有効期間内に申請をお願いします。
- 申請が遅れた場合、4月1日にさかのぼっての助成ができない場合がありますので、ご注意ください。

● 更新される方

- 児童発達支援の更新手続きの際に、併せて申請をお願いします。

△申請方法

申請

北区ホームページ／窓口／郵送のいずれかにて申請してください。

支給決定

区が助成対象かの審査を行います。

請求

①請求書、②単価・提供日数の内訳が分かる書類等をご提出ください。
★期限内の請求にご協力ください。

支払

後日、指定の口座に振り込みます。

北区ホームページから
電子申請ができます！

詳しくは
北区ホームページをご覧ください。



問合せ先：北区 障害福祉課 障害福祉係 TEL03(3908)9085